

SEINENHOKORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N502
2012・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 「能力不足」を偽装したリストラとのたたかい…………… 今泉義竜
三鷹事件の再審開始に向けて…………… 高見澤昭治
関ヶ原人権裁判 完全勝利判決のご報告…………… 小山 哲
ロースクールの凋落…………… 樋口和彦
ある依頼者の死—2012年9月27日の死刑執行について…………… 阿部 潔
いよいよ始まった「福島原発事故避難者訴訟」…………… 鳥海 準
新刊 **旧刊** 「たたかい続けるということ 馬奈木昭雄 聞き書き」…………… 毛利 倫



ドレスデンの子ども

「能力不足」を偽装した リストラとのたたかい



東京 今泉 義竜

1 はじめに

週刊東洋経済二月一七日号が、日本は「リストラ第四期」に突入したとして、ロックアウト型解雇や執拗な退職勧奨について取り上げている。

「能力不足」を理由にした解雇や退職勧奨は以前よりあったが、現在多発している解雇・退職勧奨は、それが「リストラの一手法」としてマニュアル化され、大手を振って活用されている点に特徴がある。「能力不足」を偽装したリストラと言っ
よい。

2 ブルームバーグ事件のあらまし

その典型的な事例として、ブルームバーグ事件（新聞労連）と日本IBM事件（JMIU）がある。

(1) 突然の過大なノルマ

「週一本の独自記事（特ダネ）」「月一本のベスト記事」。二〇〇九年二月一〇日、通信社ブルームバーグの記者である原告は上司から過酷なノルマを課せられ、達成できない場合には「解雇を含む措置」があると示唆される。「PIP（パフォーマンス・インブループメント・プラン…業績改善計

画）」と呼ばれるものだ。PIPは、事実上、労働者を追い込むツールの一つとして横行している。

原告は必死の努力で、過酷なノルマのほとんどをクリアした。しかし会社は、達成できていない部分があるとして、原告に突然自宅待機を通告、出社を禁じて解雇を強行。出社を禁じて解雇をする手法は、「ロックアウト型解雇」と呼ばれる。労働者が自らに有利な証拠を確保する機会を奪うことが目的の一つと言っ
よい。

(2) 会社の解雇理由

会社は、①コミュニケーション能力不足、②記事のスピード・本数・質に問題がある、ということとを解雇理由として挙げた。しかし、その客観的根拠は薄弱なものばかり。原告本人尋問では、被告代理人は原告の書いた陳述書の些細なミス（誤字や登場人物の肩書きの誤記など）をあげつらつて記者としての能力がないなどと強弁する有様であった。

(3) 完全勝訴

二〇一二年一月五日、東京地裁（光岡弘志裁判官）は、原告の請求を全面的に認容。

判決は、従前の裁判例を踏襲し、会社の主張する解雇理由について、「労働契約の継続を期待す

ることができない程に重大なものであるとまでは認められない」「原告と被告との間の労働契約上、……ノルマとして設定されていたことを認めるに足りる証拠はない」「(原告は)改善を指向する態度を示していた」「(被告は)具体的な指示を出したり、原告との間で問題意識を共有した上でその改善を図っていく等の具体的な改善矯正策を講じていたとは認められない」などと評価し、解雇無効とした。当然の判決であった。

会社は控訴したが、原告は復職するまでたたかう覚悟である。

3 日本IBM事件のあらまし

(1) 二〇〇八年退職強要事件

二〇〇八年一〇月から年末にかけて、日本IBMはRA(リソース・アクション)プログラムという名の大リストラ計画にもとづき、一方的に低評価を付けた労働者を対象として、大量の労働者に対し退職勧奨面談を実施。一三〇〇人の社員が退職に追い込まれた。退職に応じなかった者の中には、PIPを実施され解雇や降格を示唆された者もいる。

四名の労働者が退職強要の差止めと慰謝料を求

めた訴訟は、一審、二審とも敗訴。上告受理申立てをしたところである。

なお、一審判決は、執拗な退職強要を広く認める基準を立てたため、経営法曹も着目し、昨今の激しい退職勧奨の免罪符として利用された節がある。しかし、高裁判決は、一審判決が採用した特異な判断基準を採用せず、偏見に満ちた事実認定は大幅に修正。「業績評価の告知や業務改善措置の態様によつては、対象者の退職に関する自由な意思形成に影響を及ぼすおそれがある」として、業績改善を装った被告の面談手法について、退職強要にあたりうる場合もあることを示唆した。

(2) 二〇一二年解雇事件

大規模退職勧奨でリストラを実行してきた日本IBMは、次に普通解雇によるリストラを開始した。二〇一二年七月に組合員一名、九月に組合員一〇名に対し普通解雇通告がなされた。解雇理由は「貴殿は、業績が低い状態が続いており、その間、会社は様々な改善機会の提供やその支援を試みたにもかかわらず業績の改善がなされず、会社は、もはやこの状態を放っておくことができないと判断しました」とだけ。その一方で、期限内に自主退職すれば解雇撤回し割増金などを支払うとした。

会社の露骨な利益誘導により、たたかう条件のなかった労働者は退職を余儀なくされた。三名の組合員が、解雇は無効であるとして一〇月に東京地裁に提訴し、二月二日に第一回期日を迎える。

また、組合は、会社が自主退職期限前の団体交渉を拒否したことについて、東京都労働委員会に申立てをした。

解雇を強行した上で、退職加算金をちらつかせて自主退職に追い込むなどというのは卑劣で許しがたいやり口である。

4 解雇自由化とのたたかい

横行している「能力不足」による解雇・退職強要とのたたかいは、解雇自由化とのたたかいである。労働者の尊厳を踏みにじり、退職や解雇に追い込むこの手法を決して許してはならない。

三鷹事件の再審開始に向けて

東京 高見澤昭治

どこまで証拠が開示されるか

二〇一二年一月一〇日に再審を申立てた三鷹事件について、弁護士団では二〇一二年二月二日付で二二項目にわたる証拠開示を求めていたが、二回の進行協議を経て、検察側は証拠採用されたもの以外に膨大な証拠が存在していることを認め、年明け早々に証拠開示に対する回答を書面ですることを確約した。それを踏まえ、一月一七日に第三回目の進行協議が持たれる予定である。

予断を許さないが、弁護士団では六〇年以上前の事件だけに、最悪の場合、確定記録以外の資料はすべて廃棄して存在しないとわれかねないことも危惧していただけに、真実の解明に向けて、まずは幸先のいいスタートを切ったと、請求人、支援者とともに喜んでいるところである。

検察官が手持ちの証拠を隠蔽することなく、日本の戦後史に大きな影響を与えた事件の真相が明らかになることを、強く期待したい。

戦後史最大の謎とされる三鷹事件

一九四九年七月一五日、中央線三鷹駅で暴走した電車により六名が死亡、二〇名近くが重軽傷を負った三鷹事件は、前後して発生した下山、松川事件とともに、戦後史最大の謎とされる。謀略事件、権力犯罪とも言われるが、事前に警察内部に事件発生の予告があり、直後にはMP(米軍の憲兵)が現れて事故現場を点検したり、翌日には「虚偽とテロが戦法」「不安をあおる共産党」といった内容の吉田首相の声明が出されるなど、不可解なことが多い。



事故現場の状況

事件は直前に定員法で轍首(かくしゅ)された国鉄労働者らの共同犯行ということで一〇名が起訴され、その年に施行された新刑事訴訟の下で約一年にわたって六〇回の公判を重ねた結果、東京地裁(鈴木忠五裁判長)は、共同謀議は「全く実体のない空中楼阁」だとして共産党員であった九名については無罪とした。

ところが一審判決は、三鷹事件を竹内景助一人の犯行ということで無期懲役を言い渡し、さらに東京高裁(谷中薫裁判長)は一度も事実調べをすることなく死刑に変更。最高裁では田中耕太郎長官の下、八対七の僅差で竹内の上告を棄却し、死刑が確定した。

竹内は一〇名のうち、一人だけ共産党員でなく、



検察が共同謀議だとした会合には参加していなかったが、事件発生後半月たった八月一日に逮捕された。検事らの厳しい取調にもかかわらず、二〇日間は無実であることを主張し続けたが、同時に逮捕された二人が「自白」し、運転席で電車を暴走させたのは竹内だということで追いつめられ、「単独犯」であることを認め、その旨の供述調書が作成された。ところが起訴後、さらに別の検事の取調で「共同犯行」だとする供述調書が作成され、公判が開始された。

一番公判では、竹内以外の被告人はすべて犯行を否認したが、竹内だけは、当初、「単独犯行」を認め、第二回公判から第五回公判までは無罪を強く訴えた。ところが結審問際に再び「単独犯行」に転じ、二審の死刑判決以降は、一貫して無罪を主張し続けた。自白の変遷をみると、まさに

七転八倒の苦しみの跡が良く分かる。

再審請求中に獄死

三鷹事件を単独で起こしたとされた竹内景助は、最高裁で棄却された翌年には再審を申し立て、一〇年間にわたって獄中から無実を訴え続けた。その中で、確定判決が認めた犯行態様の問題点やアリバイの存在、それに強権的な検察官の取調べなどについて、本人自身が四〇万字にもおよび「再審理由補足書」を書き、アリバイについての口述書など新証拠を裁判所に提出した。

その結果、ようやく再審請求が係属していた東京高裁第一刑事部(樋口勝裁判長)から本人自身の「意見の聴取」(刑訴法二八六条)をしたいという意向が示されたが、検察官の都合で延ばされている間に、突然、記憶障害と集中力の低下、さらに頭痛、嘔吐などに苦しめられ、一九六六年一月二八日、獄中で脳腫瘍のために死亡した。

詐病「だと決めつけて何らの治療もしなかった措置所の対応については後に国家賠償が認められたが、同刑事部は、「この再審事件の手続は……竹内景助の死亡により終了した」という決定を下した。ただし、決定書の末尾には、「しかし、本件は、実質上、これ七月一七日の朝日新聞「三鷹事件記事」に接して吉田首相の反共声明の記事

で終止符が打たれるものではない。今後他の請求権者の同一理由による新たな再審の請求を妨げるものでないことはもち論、そのような請求があったばあいに、死亡した再審請求人竹内景助および同人の弁護士らの作成提出した幾多の書類は、当然、裁判所のする取調のための資料となることはいうまでもない」という一文が付記されている。

これを再審開始の可能性を暗示したものとするのは考えすぎかも知れないが、死後再審を意識していることは間違いない。ところが、妻政さんらは無実を信じて救援活動などにも積極的に関わっていたにもかかわらず、なぜか死後再審を申し立てることはなかった。

死後再審で真実の解明を

この間、地元を中心に勉強会や集会などの取り組みが続いていた。その集いの中で配布された資料で、三鷹事件の裁判資料が保管されていることが分かり、それらを検討した結果をまとめて、事件発生から六〇年目に、拙著「無実の死刑囚 三鷹事件 竹内景助」(日本評論社)を出版することができた。父親の無実を信じていた長男がそれを読み、なんとしてもえん罪を晴らしたいということで、再審事件に経験豊かな弁護士など五名で弁護団を立ち上げ、ようやく二〇一二年二月一〇日に再審を申し立てるに至った。

確定判決の事実認定には直接証拠はまったく存在しないばかりか、変遷する自白の一部をことさら取り上げ、さらに唯一の補強証拠も曖昧な目撃証言でしかないという、まさに自白偏重の脆弱な証拠構造であることから、弁護団では確定判決のさまざまな問題点を具体的に指摘するとともに、自白どおりではパンタグラフなど電車が暴走した時の状況と矛盾するとする東大名誉教授の鑑定書

など、二八点の新証拠を提出した。

新証拠によって確定判決が認定した実行行為は物理的にありえず、取調状況等に照らすと自白には任意性も信用性もないこと、さらに生前に提出されている関係者の口述書などによって当該時間には入浴中というアリバイが存在していること、また具体的な目撃状況に照らすとその証言内容には信用性はまったくなく、逆に三鷹事件にはほか

に真犯人が存在する可能性が高いことが立証されていると考える。

検察官の証拠開示によって、えん罪であることがより鮮明になり、竹内さんの無実とともに戦後史の謎が少しでも解明されることを願ってやまない。

関ヶ原人権裁判 完全勝利判決のご報告

岐阜 小山 哲

二〇〇七年より続いておりました、「関ヶ原人権裁判」が、原告勝訴で確定、戸別訪問を命じた浅井町長が次期町長選への出馬断念という形で完全勝利いたしましたので、ご報告いたします。確定判決は、弁護士法人ぎふコラボのホームページで公開しております。

1 事案の概要

天下分け目の合戦で有名な岐阜県関ヶ原町内に

ある南小・北小の統廃合問題に関し、住民の反対運動が起き、二〇〇五年九月、反対派住民は、町民の過半数の署名を集め、町長に提出しました。

しかし、町長は、署名に疑義があるとして、署名者四二三世帯に戸別訪問。「本当に自署したのか」「誰に頼まれたのか」「今でも反対の気持ちに変わりはないか」などの質問を行いました。

かかる戸別訪問に対しては、岐阜県弁護士会も表現の自由などを侵害するとして町長に対して警告処分を行いました。町長はこれを容れず、戸



別訪問の正当性を主張し続けるため、署名者及び署名活動者計八名の住民が、表現の自由、請願権、思想良心の自由、プライバシー権が侵害されたとして、二〇〇七年二月三〇日岐阜地裁に国賠請求訴訟を提訴しました。

二〇一〇年二月、岐阜地裁で原告二部勝訴の判決が出されましたが、署名者への戸別訪問一般は容認するなど、問題を抱えていたため、住民側が控訴、町も附帯控訴していました。

二〇一二年五月、名古屋高裁は、住民側が主張した四つの人権すべての侵害を認めただけでなく、本件戸別訪問は、「町長が自身の意見を実現するために自己に対立する一部の町民の意見を封じる」という積極的で不当な目的のためになされた「町長は、本件戸別訪問がその目的の正当性、手段としての相当性を超える違法なものであることを十分に認識することができた」と断罪する判決を言い渡しました。

これに対して町側が上告・上告受理申し立てをしましたが、二〇一二年一〇月、最高裁は上告棄却・上告不受理の決定をし、高裁判決が確定しました。

2 確定判決の概要

(1) 表現の自由・請願権について

表現の自由・請願権については、一般論として戸別訪問調査が許されるかが最大の関心事でしたが、判決は「仮に署名者の署名が真正になされた

か疑義があっても、請願者として署名がされているものを戸別訪問してその点を調査することは原則として相当でない」として、原則として署名者に対する戸別訪問は許されないと判断しました。

また、本件の具体的な判断とも関連しますが、別の項では「署名の真正に疑いがもたれる場合の対処については、一般的に言えば、何らかの確認手段は必要となるが、前記のとおり戸別訪問の一般的な弊害及び後記の通りの本件戸別訪問の個別的な問題からすると、この様な場合にも対処方法として戸別訪問が許容されることはほとんど考えがたいと言ふべきである」などとして、戸別訪問が原則として許されないことを重ねて判断しました。

(2) 本件戸別訪問の目的・手段について

判決は、「本件戸別訪問の真の目的は、民意を確認すると言ふことではなく、統廃合に反対する住民が多くないこと、本件署名簿の記載が誤っていて、正しくは賛成者が多いことを直接的に聞き取り調査によって明らかにしようとする事であったと言ふべきである。そうすると、本件戸別訪問は、正当の目的を有しないとどまらず不当な目的を有していたと認められる」「本件戸別訪問による調査は、署名者及び署名活動者の表現の自由の制約を正当化するに足る目的を有していたとは認められないだけでなく、被控訴人の町長が自身

二〇一二年四月二十七日の控訴審判決の際、名古屋高裁前で原告団、弁護士、支援する会の皆さんと撮影

の意見を実現するために自己に対立する一部の町民の意見を封じるといふ積極的で不当な目的のためになされたと言ふべきである」と判断しました。

手段についても、戸別訪問の態様、質問の内容などを子細に認定し、「本件戸別訪問は被調査者が享受する市民としての平穩な生活を害する態様でなされた」「意志の弱い者の中には、意見を変えて、賛成、どちらでもよい、わからないと答えたものが存在する可能性を否定出来ない」「本件戸別訪問後に、関ヶ原町において、署名活動をすることが困難となっている」などの事情を総合判断して「本件戸別訪問はその手段としての相当性に欠けると言わざるを得ない」と結論づけました。

(3) 思想良心の自由について

判決は、「憲法一九条が保障する『思想良心』とは、人の内心における考え方ないし見方であり、世界観、人生観、主義、主張などを含む」とした上で、「本件における小学校の統廃合に関する意見もその保護の対象となる」としました。

そして、「本件戸別訪問の態様、とりわけ反対の意見が好ましくなく賛成の意見が好ましいと被控訴人が考えていることを被調査者に暗黙のうちに通じて、その意見の変更を迫っていること」に鑑みると、実際に戸別訪問を受けた者の「思想良心の自由を侵害しているといわざるを得ない」と判断しました。

さらには、本件戸別訪問が署名後の出来事である点についても、「本件署名簿に署名して意見表明をした後に被控訴人がその署名者の意見について暗黙のうちに変更を迫ることも署名者の思想良心の自由に対する侵害となる」と判断しました。

思想良心の自由に対する裁判所の判断は多いとは言えず、本判決は今後の訴訟などでも活かせるのではないかと考えられます。

(4) プライバシーについて

プライバシーについては、町が署名簿から世帯毎の一覧表を作成していた行為については、プライバシー侵害を認めませんでした。

しかし、①本件戸別訪問に際し、一覧表の一部が担当職員に交付され、戸別訪問に使用されたこと、②戸別訪問時には同一一覧表を被調査者が遠目に見ることができたこと、③一覧表が未だ破棄されていないこと等の三点については、個人情報保護条例違反・プライバシー侵害を認めました。

3 民主的な町へ

しかし、判決確定後も、戸別訪問を命じた浅井町長の態度は変わらず、引責辞任どころか、一月に行われる町長選挙への出馬に意欲を見せているようでした。原告らは二度にわたり町に要請活動を行い、住民への謝罪と判決内容の広報の徹底、署名簿データの破棄、町長に対する求償、町

長の辞職などを求めました。

町長は、「関ヶ原町からのお知らせ」二二〇(一〇月一五日発行)では「精神面では屈しない」などとして、未だに署名は「原告らが偽造」した、戸別訪問は正当防衛業務であったなどの持論をあらためて展開、二二〇(一〇月二九日発行)では、いま辞職し、仮に現職が再選すると二回選挙が必要になるので辞職しないという論理を展開し、再出馬を示唆していましたが、二回目の要請行動後の一月二日、再出馬を断念しました。

これにより、浅井町政は終焉を迎えましたが、原告団・支援する会では、新町長の下で同じような過ちが繰り返され、住民の声が圧殺されることのないよう、引き続き町政の監視を行い、民主的な町作りを進めて行きたいと話しておりました。

4 おわりに

このように、関ヶ原人権裁判は、完全勝利を収めることができました。弁護団に加わっていた方々をはじめ、多くの皆さまに支えられた結果の勝利でした。ご支援、誠にありがとうございました。

ロースクールの凋落

群馬 樋口 和彦

1

ワシントン大学ロースクールのブライアン・タマナハ教授が「Failing Law Schools」(ロースクールの凋落)と題する本を出した。

その序章冒頭は、「今日のロースクール(以下、LSという)は繁栄しているとの印象がある。多くのLSは最先端技術の堂々とした諸設備を有している。これらの資源は大学内の他の学部からは羨望的である。LSの教授は学問分野の中でも多くの給料を得、輝かしいばかりの信用を有し、指導的な学問上の、法学上の人物としてだけでなく、公的な知識人として、顧問として、州や国のしかるべき地位に就くべき人物として、引つ張りだこである。二世紀の最初の二〇年は多くのLSにとって黄金時代であった。

しかし、LSは多くの観点からみじめに落ちぶれつつある。

一〇校に近いLSの二〇一一年における年間授業料は五万ドルを超えている。そしてさらに一〇校以上がそのあとに続こうとしている。これに生活費を加えれば、LSで学位を取るのにそのコストは二〇万ドルに達する。九〇パーセント近くのLSの学生が法律を学ぶのに借金をし、その平均額は一〇万ドルに達する。多くの卒業生がここ数年の極端な法律家需要不足のために法律家としての職を得ることができない。LSは、このような法律家需給市場の逆境には目をくれることなく、

二〇〇九年及び二〇一〇年に入学者数を増やした。そのため、その後三年間、より多くの卒業生を就職困難な社会に放り出した」というものである。全体の概略は下記のようなものだ。

記

○LS卒業生は膨大な借金を抱える。

○法律家の需要数より多くのLS卒業生を輩出し続けるので就職困難となる。

○景気動向とは関係なく法曹志望者は減り続けている。

○多くの若き弁護士は借金返済のため企業法務をめぐす。

○金持ちでないと法曹をめざせない傾向がある。

○こうして、弁護士は余っているのに、当事者訴訟が多くなるなど、需給ギャップが存在する(インフラ不足も原因)。

○ABA(アメリカ法律家協会)認可のLS卒業を司法試験受験資格とすることは止めるべきだ。

2

日本でも同様の事態が発生している。アメリカのロースクールをお手本にしたのだから当然であろう。

そして日本では、法曹志望者が減少している理由には司法試験合格率の低さにある、したがって、

LSを淘汰・統合してLS生数を減らし、合格率を上げればいいという議論が見られる。

しかし、アメリカではLS卒業生の司法試験(Bar Exam)の合格率は非常に高い。それでもL

S志望者は減少傾向に入った。日本でもかつて合格率は〇・二パーセントを大きく下回っていたが、そのために法曹志望者が減るということはなかった。余分な回り道、高額な費用(授業料と生活

費)、就職の不安等が有為な人材を遠ざけていることを素直に認めて解決策を探さなければ、わが国の司法に未来はない(なお、本書の翻訳本を二〇一三年の遅くない時期に出版予定である)。

ある依頼者の死

二〇一二年九月二七日の死刑執行について

宮城 阿部 潔

一 二〇一二年九月二七日、二名の死刑が執行された。うち仙台拘置支所で執行された

Eさん(女性)は、私の依頼者であった。

二 Eさんの事件は、「須賀川祈禱師事件」と言われた事件で、福島県須賀川市におい

て、一九九四年末から九五年にかけ、およそ七カ月の間に起きた。この中で六名の方が亡くなったが、二名について傷害致死、四名について殺人で起訴された(さらに、一名について殺人未遂で起訴されている)。

事件は、いま盛んに報道されている関西地方で起きた事件(ただし、報道が事実だとすればである)に類似しているようにも思われ、宗教的な集まりとして共同生活を送る中で、「悪霊がついている」云々として体を「ばち」で叩いたり足蹴にするなどの暴行を加え、徐々に衰弱してショックで死亡させたというものであった。

この事件が判明した時には、地元紙では非常に大きく報道された。そして、(関西の事件もそうだが)非常に憎々し気な写真が使われて報道された。しかし、現実に会ったEさんはおよそそれと

似つかない姿だった。当初、体重は三〇キロくらいだと言っており、おそらくもの凄く精神的な重圧とたたかっけていて、大変に痩せたと思われる。

三 私は控訴審をもう一人の弁護士と二人で担当した。一審福島地方裁判所では、責任能力や故意が争われたが、二〇〇二年五月に死刑判決が言い渡されていた。

本件は、七人目の被害者が警察に通報したこと発覚し、この時点で六人の遺体はEさんたちが住んでいた家で布団に横たわっていた。Eさんは、

「まだ死んでいない」等と述べていたので、一番同様に精神的な問題、具体的には責任能力、宗教的確信、さらに故意も問題にして争った。

仙台高裁での控訴審の段階でも精神鑑定が焦点となると考えられたことから、一番における鑑定がいかにずさんであり、内容的に問題であるかを詳細に主張した。その結果、控訴審でもあらためて鑑定が実施され、詳細で説得力のある鑑定がされた。

控訴審における鑑定の結論は「……意識の狭窄、能動性の低下、及び強い情動により、是非善悪を弁識し、弁識にしたがって行動する能力が障害されていたと考えられる。しかし行動が平素の人格と完全に異質なものではないという理由により、これらの能力は著しく低下することはあったが失われることはなかったと推定される」とされ、心神耗弱とするものであった。鑑定人は法廷でも証言し、「心神耗弱である」との趣旨を明確に証言された。私たちは、この鑑定を根拠に刑の減軽を主張したが、二〇〇五年一月、控訴棄却の判決がなされた。即日上告したが、最終的に二〇〇八年九月、最高裁で上告が棄却されて確定した。

四

確定後、一月ほどして、私はEさんに面会した。

死刑判決が言い渡される場合、主文の朗読が

一番最後になる。裁判長が「まず理由から」と言われた時から非常に緊張して聞いているが、最後に主文が言い渡された時のEさんの状態は、いまだに記憶に残っている。いかなれば卒倒、気絶という状態であった。鑑定にかなり希望を託していた、なんで死刑なんだということをくり返し私たちに訴えていた。上告し、これからもがんばろうということ述べたが、もの凄い衝撃を受けていることは明らかであった。そのため、どのような状態か心配だったが、非常に落ち着いた様子だった。

面会の際、再審の希望を述べていたので、再審の弁護人を引き受けることとした。前述のように、心神耗弱を争っており、心神耗弱は再審事由にはならないという最高裁の古い判例があることから、どのように再審を組み立てようかと悩んでいた。それで時間が経ってしまった点もあった。震災のせいも、私自身が事件に注意を払えない状態になってしまっていたこともあった。

今年になって、さすがにそろそろ危険だと思いい内容はともかく執行させないためにも再審申立をしようとし、記録を検討していた。年内には出せよう、と思っていたところに、九月二七日執行の知らせを受けたときは、まさか、まさかと思った。八月に執行があったため、すぐはないだろうと油断してしまった。反省ですむ話ではない、私自身

の不覚である。

一〇月末に、東京で死刑執行に抗議する集会在二つあり、双方に出席して報告させていただいた。一方の集会で、Eさんと支援者の方との手紙のやりとりが紹介された。その手紙で、再審に期待していた心情が伝わってきて、どういった思いで刑場に向かったのだろうと思うと、言葉を失うしかなかった。

五

現在、死刑確定者は二三名とされていない。いかなる生命も尊重されなければならないの思いから、いかなる場合でも死刑は廃止されなければならないと私は考えている。

死刑存置の世論が言われるが、先般日弁連における講演で、調査項目に偏りがあるとの指摘もされている。なにより、多数決で決めるような問題ではない。

それにしても、執行が直前に告げられるなど防御の機会もなく、死刑確定者の手続的権利がないがしろにされている日本の現状には憤りを感じる。

六

死刑事件はつらい。本当に厳しい。「何も良い情状がない」ことすら多いであろう。しかし、それでも被疑者被告人、ひいては確定者の側に立つて、最後までその権利を守るべく努力するのが弁護士の本務であると思う。

いよいよ始まった 「福島原発事故避難者訴訟」

東京 鳥海 準



一 福島第一原発事故発生後の 救済の枠組み

二〇一二年三月二日の東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故による被害は、人類史上未曾有の公害被害であり、その被害は福島県民をはじめとした広範な国民に及んでいる。

かつて経験したことのない甚大な被害に対する回復措置の枠組みは、その被害の規模に見合う全面的なものである必要があるが、残念ながら実際に行われている各種の枠組みは、時間的にも財政的・人的規模の点でも極めて不十分である。

被害者の救済（損害賠償）の枠組みに限ってみても、政府は二〇一二年四月に原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）を設置し、同年八月五日には損害賠償範囲の判定等に関する「中間指針」を策定し、同年九月一日からは裁判外紛争解決手続（ADR）による解決が模索されたが、原賠審には本件事故による被害の特殊性（被害の広範性・深刻性・継続性そして全面性）の明確な認識がないため、完全賠償（生活の全面的な回復）が当初から否定されているなどの根本的な問題を抱えていた。そのため、ADRの開始から一年二カ月を経過した二〇一二年二月二日までの全部和解成立の件数はわずか八四二件であり、この和解も多くが

被害者の譲歩によって成り立っているものにはすぎない。

このような中で、わが「福島原発被害弁護団」（小野寺利孝・広田次男共同代表）は四次にわたる東京電力に対する事前請求を行うも、東京電力もまた本件事故による被害の特殊性にほとんど配慮せず、きわめて低額の回答に終始した。このままでは未曾有の被害を受けた多くの被災者は今後の人生を失うこととなりかねない。そこで、わが弁護団は本年二月三日、事故以来全国で初めての集団訴訟を提起した。以下では、この福島原発事故避難者訴訟の目的や特徴さらにはその後の展望について説明するとともに、特に若手弁護士に対して弁護団加入を強く求めるものである。

一一 本件訴訟の特徴とその目的

(1) 侵害行為の特徴

本件事故による放射能汚染の実態については、ここでは簡単に必要な範囲で述べるとどめる。

① 本件事故によつて各種の放射性核種が大気や土壌、さらには河川、海洋など市民を取り巻く生活環境全般に放出された。国会東京電力福島原子力発電所事故調査報告書（国会事故調）によれば、本件事故で大気中に放出された放射性物

質の総量はヨウ素に換算して約九〇〇PBQ(国際原子力指標尺度:INES評価)とされ、その量はチェルノブイリ事故の六分の二に相当し、この放出放射性物質は福島県のみならず広範な地域に放射能の影響を及ぼしている。また、環境省によれば、年間5mSv以上の空間線量となる可能性のある土地の面積は実に一七七八km²に及ぶ。このように本件事故の第一の特徴は放射性核種が市民を取り巻く広範な生活環境全般に放出されたことである(被害の広範性)。

② しかも、いったん環境中に放出された放射性物質の除去については、現在有効な方法が確立されてはいない。そのため、現時点では基本的には各種放射性核種の自然的減少を待たざるを得ない状況であるが、セシウム137の物理的半減期が三〇年、その他の核種でも相当長期の物理的半減期を持つことを考えれば、住民生活への影響は長期にわたることが想定される。この被害の継続性が本件事故(侵害態様)の第二の特徴である。

③ さらに、環境中に放出された物質が、目に見えず、手で触ることもできず臭いも味もしい「放射能」であることや、低線量被曝に関しても国際放射線防護委員会(ICRP)も直線閾値なしモデル(LNT)を指針としており、たとえ年間被曝量が1mSv以下であっても健康リスクが存在することなどの要因から、警戒区域、計画

的避難区域などといった政府の人為的な地域割りにかわらず、広範な地域の住民が自分や家族の健康に対する不安から必死の避難を強いられた。当然のことながら、このような避難行動によってそれまでの各人の生活は根本から破壊され、経済的にも精神的にも非常に過酷な生活を強いられることとなる。つまり、広範な放射性核種の拡散は、多くの市民の生活を根こそぎ破壊する。侵害態様の深刻性・全面性が第三の特徴となる。

(2) 加害行為の故意又は重大な過失

本件事故は、言うまでもなく「人災」である。のみならず、単なる過失などではなく、重過失あるいは未必の故意と言つてよいほどの悪質性をもつものである。

つまり、そもそも、現代の科学技術によつては、原子力の暴走を人為的に完全にコントロールすることはできない。原子力発電所の運転に際してひとたび事故が発生すれば放射能を制御できず、甚大な被害を多くの市民に及ぼすことは十分に想定できる事柄であった。そのような限界を持つ科学技術水準の中で、あえて原子炉を設置し、原子力発電を行う選択をすること自体が、コントロール不能の事故が発生し、甚大な被害を発生させる危険を認識、予見していたこととなるはずである。にもかかわらず、東京電力は国策を背景に原子炉

の設置運転を敢行したのである。未必の故意又は重大な過失があるとする所以である。

同時に、このような限界を持つものである以上、「止める」「冷やす」「閉じ込める」という原子炉の安全に関する基本的対応は厳格に行われるべきであった。しかし、本件では「全電源喪失」の事態が事前に警鐘を鳴らされていたこと、ベントが手で操作できなかったことなど、現在の科学技術で対応できる方策さえも怠つていたことが明らかとなっている。重大な過失が存在する事は明らかと言えらる。

本訴訟では、このような東京電力の故意、重過失責任を曖昧にすることなく、原子力損害賠償法とともに民法七〇九条の責任を選択的に併合している点に特徴がある。

(3) 被害の特徴

前記の(1)とも重なるが、先のような侵害行為の持つ諸特徴を反映して被害の特質も次のようにまとめることができる。すなわち、本件事故による各人の被害は、財物としての土地や建物さらには各種動産などの毀損、喪失だけではない。これに加えて避難のための「移転費用」や移転先での生活のための「追加的費用」の総和でも足りない。

本件被害は、このような個別の財産の総和としては整理し尽くすことはできず、「総体としての

生活そのもの」「総体としての生活全般」が丸ごと侵害されたものとして把握される必要がある。

つまり、我々の生活は物質的な基盤を必須の前提とするが、決してそれだけで成り立っているわけではない。我々の日常は、地産の野菜や魚を食べ、住居の周辺住民と朝夕の挨拶を交わし、職場の同僚と議論を交わし、休日には近くの山野に行動に出かけ、多くの周辺住民との時々々の交流によって成り立っている。同時に、我々の意識や行動は、それまで生活してきた地域環境や長年の間に形成された地域文化を背景に成立している。そして、これらの諸要素は一つひとつがかけがえのないものであり、一度侵害されてしまえば、元の状態に復元することは不可能なものである。人間の生活は、そもそもそのような個別具体的で唯一の自然的文化的環境を前提として形成されている。

本件事故は、各人の人格形成の基盤をなし、同時に日常生活の前提となっていた各人の自然的文化的環境(コミュニティ)を根こそぎ不可逆的に破壊した点に特徴がある。我々の訴訟では、損害に関するこのような包括的思考が立論の基礎にある。

(4) 訴訟の目的

我々「福島原発被害弁護団」は本件事故について、侵害行為の特徴と被害の特徴を前記のように

捉えている。このような事実認識を前提とするため、本訴訟の目的は次のように定められる。

まず第一に、個々の被害者の具体的救済である事は言うまでもない。もっとも、この救済内容も、被害を「総体としての生活全般」ととらえる以上、「侵害された生活全般の回復」を目的とする。そのため、損害論として、たとえば土地建物の賠償基準を「被災時点の交換価値」に置くのではなく、「生活再建のための再調達価格」に置く。同時に、個別の損害費目の積み上げでは償いきれない損害として「コミュニティ侵害の損害」を求めるところに特徴がある。

したがって、より本質的な目的として「侵害された生活の回復」が端的に目的として設定されることとなる。つまり、本訴訟も将来的な展望としては、判決を通じた政策の形成をめざすこととなる。ここに言う「政策形成」とは単に被害者救済のための賠償の法的枠組みの形成にとどまらず、「侵害された生活全般の回復」のための除染の財政的な裏付けや仮の町構想など賠償以外の政策形成をも展望するものである。

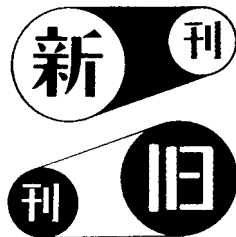
もっとも、このような展望を実現させるためには、最終的には国の責任を明確にして救済の主体として国を前面に押し立てる必要がある。そのためには、いずれかの時点で国家賠償をも展望する必要がある。

三 新人弁護士活躍の場がある

わが弁護団では、すでに①放射能の影響で海上に放置せざるを得なかった船舶の再調達のための費用を求める損害賠償請求訴訟や②原発事故によって従前の生活環境を破壊され避難生活を余儀なくされた結果死を選択せざるを得なくなった被災者遺族を原告とする損害賠償請求事件(本紙No. 四九七参照)を手がけている。

さらに、二月の集団提訴後来年早々には、旧警戒区域外の居住民(主として、いわき市民)などを原告として集団訴訟を予定している。この訴訟は、主として低線量被曝の不安感などをいかに訴訟に引き上げてゆくかなど検討するべき論点が山積している。しかも、これらの各種論点は、今までどの弁護士も経験したことのない論点ばかりであり、新人弁護士の意欲と発想が大きく期待される場面である。

「新人弁護士の活躍の場がここにある。」是非積極的に弁護団に参加してほしい。



馬奈木弁護士をご存じない若手のためにご紹介すると、馬奈木弁護士は、公害環境弁護士の先駆者であり、福岡第一法律事務所在籍の弁護士二年目、水俣病のあまりの被害のすさまじさに「突

「私たちは絶対に負けない。どうしてか。勝つまでやるからだ」
これは、馬奈木昭雄会員(二期)が、集会などの場でよく口にする名言であり、文字通り馬奈木弁護士の本質を象徴する言葉である。

1 「私たちは絶対に負けない」

き動かされる」ように水俣病訴訟に参加、翌年には水俣の現地に事務所を開設、水俣病の被害者救済に奔走する。その後福岡(久留米市)に戻ってからは、予防接種や炭鉱事故、じん肺、廃棄物、有明海の再生、中国残留孤児、電磁波、原発など九州で提訴された様々な集団訴訟の常に先頭に立ち、国や大企業の責任を追及し続けてきた。
「勝つまでやる以上、絶対に負けない」たたかひの結果、憲法判例百選にも載っている団体の政治献金と構成員の思想の自由に関する「南九州税理士会訴訟最高裁判決」や「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」など、下級審で敗訴判決を受けても、最終的には逆転で見事に完全勝利を勝ち取ってきた。
「私たちは絶対に負けない」という言葉は、決して大風呂敷でも何でもなく、馬奈木弁護士が日々実践している「勝つまでたたかひ続ける」という行動

「たたかひ続けるということ」馬奈木昭雄 聞き書き 「を」 ぜひ読んで下さい

福岡青法協事務局長

毛利

倫

2 「たたかひ続けるということ」 の魅力

そんな馬奈木弁護士が、自らの弁護士人生を振り返り、問題にぶち当たったとき、自らのように考え、どのように闘いを構築していったのか、その考え方を綴った本が、このほど出版された「たたかひ続けるということ」馬奈木昭雄 聞き書き(阪口由美著 西日本新聞社)である。この本は、二〇一二年一〇月から二〇一二年三月まで、福岡の地元紙である西日本新聞の朝刊に長期連載された阪口記者の記事を加筆修正して出版されたものだ。本のタイトルに「聞き書き」とあるとおり、馬奈木弁護士が語りかける話を、阪口記者が

聞いて書いたもので、やさしい平易な語り口で綴られていて大変読みやすい。阪口記者によれば、インタビューは五〇回を超えたという。その甲斐あって、馬奈木弁護士との四〇年余りの膨大な弁護士活動と手がけた大型事件の数々、そしてその時々の馬奈木弁護士の思いや考え方を、当時の原告や個性豊かな弁護士仲間との会話なども交えながら余すところなく伝えていて、とても魅力溢れる内容となっている。なかには、裁判官の人間味のにじみ出るエピソードも紹介されていて、一連の水俣病訴訟に関わった数人の裁判官の印象的な逸話や、あるし尿処理施設事件の裁判長が、原告の「裁判長、私たちの生活を守ってください」との訴えに対し、車の窓を開けて「うん」とうなずいた件などは、まるでドラマのようでもある。本人に確認したわけではないが、馬奈木弁護士自身、この本は、自分で書き下ろすのではなく、聞き書きスタイルにしたことがあって弁護士馬奈木昭雄の魅力をよりの確に伝えることに成功したと思われるのではないだろうか。

3 これからも、たたかい続ける ということ

馬奈木弁護士は、二〇二二年三月、七〇歳の古希を迎えられた。しかし、この本にも書かれてい

るとおり、わずか二年前には、予後の悪い胆管がんの手術を受けられた。そうした病床にあつて福島原発事故が発生し、馬奈木弁護士は、公害問題に取り組んできた弁護士として原発問題に真剣に取り組んでこなかったことが痛恨の思いであつたという。その思いもあり、現在第一線に復帰された馬奈木弁護士は、全国最大規模の原発訴訟である「原発なくそう！九州玄海訴訟」で若手を指導し、訴訟への参加を呼びかける講演を各地で精力的に行っている。

この本は「これからも、たたかい続けるということ」の馬奈木弁護士の決意表明でもある。この本について、ある弁護士が「つべこべ言うなら力尽くでも読ませたい」と書いたが、その表現も十分頷けるほど一読を強く勧めたい本である(了)。



馬奈木昭雄 聞き書き 阪口由美
阪口由美著 西日本新聞社
定価一、九九五円

編集後記

▼突然、年内に総選挙という運びとなった。おまけに、都知事選もコミである。まったく、世の中、先はどうなるか分かつたものではない。▼

しかも、有力な党派の一部は、好戦的な主張を堂々とセールスポイントにしており、まさに、日露戦争前後か、はたまた、第二次世界大戦目前かという「きな臭い」雰囲気である。いったいどうなるのか、不安と懸念とが渦巻いている。はたして、人々は賢明な選択ができるのであろうか?▼選挙は年を越しそうだと予想する記事が五〇一号にあつたが、一寸先のことは分からないものである。昔の名画に、今晚の予定を尋ねられ、(意識すると)「そんな先の話は何とも言えねえな」と答えるシーンがあつた。▼冗談で言うとかっこイイのであるが、本音で言うようになると、気分の暗くなる事態である。来年は、せめて明日の展望を語れるようにしたいものである。

(高野真人)